

新型コロナウイルス感染症
に対応した避難所運営マニュアル

令和2年7月発行

阿 見 町

目次

1 避難所開設事前準備

(1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設	1
(2) 避難所のレイアウト等の検討	1
(3) 物資・資機材の準備状況の把握	3
(4) 避難者の健康管理	3
(5) 発熱者等のための専用スペースの確保	4
(6) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応	4
(7) 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応	4
(8) 住民への周知	4
(9) 避難運営を行う職員等の安全の確保	5

2 災害時の対応

(1) 住民への周知	6
(2) 避難所における感染症対策	6
(3) 避難者の健康管理	7
(4) 発熱者等の対応	7
(5) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応	8
(6) 避難所閉鎖時の消毒	8
(7) マニュアルの見直し等について	8

1 避難所開設事前準備

(1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

発生する災害や避難者数等を想定し、避難者が密接せずに十分なスペースをとれるよう、できる限り多くの避難所を確保する。

- ①指定避難所以外の避難所（以下「臨時避難所」という。）の選定・確保（公会堂含む）
- ・発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を考慮し、臨時避難所の確保を検討する。

※体育館等が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。

※居住区では、個人（又は家族）ごとに2 m程度の距離を確保することに留意する。

- ・臨時避難所の開設が必要な場合は、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテル等の活用も検討する。
- ・臨時避難所を選定・確保するに当たっては、地域住民の生活圏（小学校区等）を考慮する。
- ・臨時避難所となる建物の安全確認や、施設管理者、区長、地域住民及び自主防災組織の役員等避難者の代表者と必要事項を協議する。（利用する施設の範囲や用途の決定、利用できる設備や資機材の確認等を実施）
- ・臨時避難所を開設する場合を想定して、職員等の具体的な役割分担、手順を確認する。

②近隣市町村の指定避難所の利用についても検討し、当該市町村の協力を得る。

③臨時避難所への支援体制の構築

- ・適切な情報発信、必要な物資・資材供給等が行える体制を整備する。

(2) 避難所のレイアウト等の検討

避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるようなレイアウトにする。

①収容人員

- ・収容人員 = (収容可能床面積 × 0.5) ÷ 4 m²

※避難者1人当たりの居住スペースは4 m²とする

※収容可能床面積の50%は通路及び共有スペースとする。

②スペース区分け例

○テントを使用する場合

- ・避難所内に接触予防・プライバシー確保を目的としたテントを設置する。
- ・テント1個（4 m²）を避難者1人当たりの居住スペースの基本とする。

○ブルーシートを使用する場合

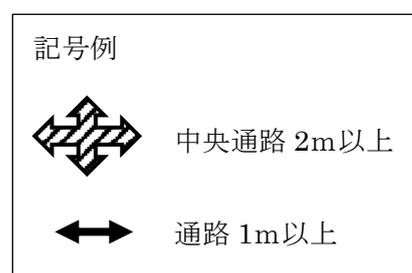
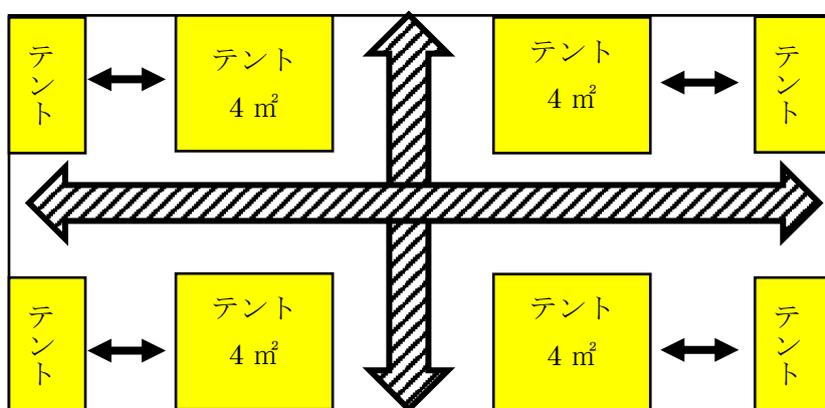
- ・テントを避難者分用意できない場合等、ブルーシートを使用し避難者のスペースを確保する。
- ・ブルーシートを2枚1組で使用し、避難者のスペースを区分けする。
- ・ブルーシート1組の面積 $5.3\text{m} \times 6.9\text{m} \div 36.6\text{ m}^2$
- ・避難者一人の居住スペース $36.6\text{ m}^2 \div 6\text{ 分割} = 6.1\text{ m}^2$

※シート2枚で6人用（一区画 約 $6.1\text{ m}^2/\text{人}$ ）のスペースが区分け可能。

（シート2枚は養生テープにて貼り合わせる）

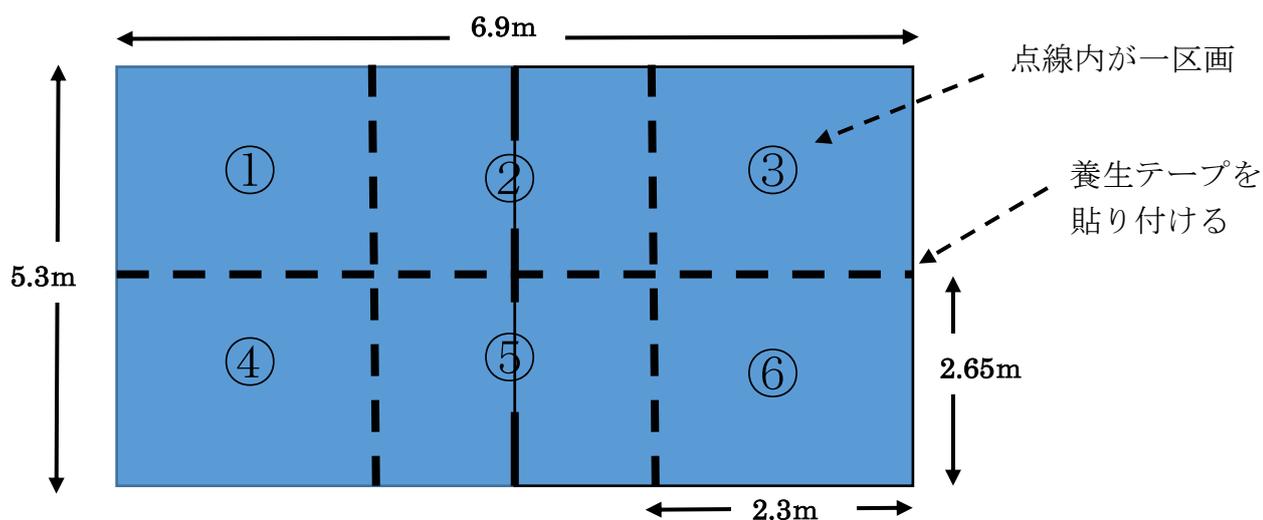
③避難者居住区域（例）

○テントを使用する場合



○ブルーシートを使用する場合

一区画 $6.1\text{ m}^2/\text{人} \times 6\text{ 区画}$ （避難者間の距離を2m確保可能）



資料「避難所レイアウト図」も参照

(3) 物資・資機材の準備状況の把握

- ・新型コロナウイルス感染症対策用物資・資機材の準備状況

※避難所一箇所当たりの新型コロナウイルス感染症対策用備蓄品（防災倉庫内）

	備蓄品名	個数	備考
1	マスク	550～600 枚	
2	体温計（接触型）	1 個	救急セット内に保管
3	手指消毒液（500ml）	2 本	
4	ウェットタオル	100 パック	
5	紙コップ	160 個	
6	アルミマット	48～64 枚	
7	ブルーシート	25 枚	5.4m×3.6m
8	養生テープ	5 個	
9	ガムテープ	5 個	
10	マンホールトイレ	1 基	
11	和式トイレ用便座	2～6 基	
12	トイレ凝固剤	250～300 パック	
13	食器セット （使い捨てフォーク・皿等）	準備中	地区公民館

※新たな備蓄品を購入する都度、一覧を更新する。

※避難所一箇所あたりの新型コロナウイルス感染症対応スタッフ用備蓄品（防災倉庫内）

	備蓄品名	個数	備考
1	ゴーグル	4 個	地区公民館
2	フェイスシールド	20 枚	地区公民館
3	防護服	10 着	地区公民館
4	ディスポ手袋（プラスチック）	1 箱（100 枚入り）	地区公民館
5	ウェットティッシュ	10 個	地区公民館
6	次亜塩素酸ナトリウム（ZIⅡ）	500 ml×2 本	地区公民館

※新たな備蓄品を購入する都度、一覧を更新する。

(4) 避難者の健康管理

- ①避難者の健康状態の確認について、健康づくり課及び医療機関等と適切な対応を事前に検討する。
- ②医療機関に対し、発熱、咳等の症状が出た者（以下「発熱者等」という。）の対応方法を事前に確認し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。

③避難所等（車中泊、テント泊含む。）に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための体制を整備する。

・・・ 1日2回（午前・午後）に分けて保健師が巡回する。

④避難受付時に避難者の健康状態（熱、咳、呼吸器疾患等）を確認し異常があれば保健師に連絡できる体制を確保する。

⑤新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、保健所と連絡体制を整備する。また、当該避難者に係る隔離方法や世話を行う職員等の防護体制のほか、その他避難者に係る対応方法等を保健所と協議する。

⑥避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する。

(5) 発熱者等のための専用スペースの確保

①発熱や咳、倦怠感等の症状が出た避難者は、個別に収容する専用スペースを確保する。

②発熱や咳、倦怠感等の症状の出た避難者の専用スペースやトイレは、一般の避難者とは、ゾーン（区域）、動線を分ける。

※簡易トイレ、仮設トイレの設置も考慮する。

(6) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

・軽症の場合であっても、一般の避難所に滞在することは適当でないため、健康づくり課と事前協議を行い一般避難所とは別の避難先、移送方法、役割分担、手順について決めておく。

※ 発症確認後、健康づくり課、および保健所に連絡し指示を受ける。

(7) 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応

・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等（以下「自宅療養者」をいう。）の避難支援を円滑に行うため管轄の保健所との間で事前に協議を行い、一般の避難所とは別の避難先、避難に関する事前の周知方法、避難支援の役割分担・手順及び連絡体制等についてあらかじめ決めておく。

(8) 住民への周知

広報誌及びホームページ等を活用し、以下の点について広く住民に周知する。

①自宅の安全確保

・自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。

②指定避難所等の所在地

- ・自宅での安全確保ができない場合は、自宅から適切な避難所を確認すること。

③避難所以外への避難の検討

- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
 - ・学校のグラウンド等におけるテント泊や車中泊を検討すること。
- ※換気等を十分行うよう注意する。
※災害によってはテント泊が適さない場合があることに注意する。
※車中泊はエコノミークラス症候群対策に注意する。

- ・安全が確保できるホテル、旅館等への避難を検討すること。

④必要な物資等の持参

- ・阿見町の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び清潔品（タオル、歯ブラシ）スリッパ等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。

⑤避難時に発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者の場合

- ・避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。

(9) 避難所運営を行う職員等の安全の確保

- ・避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を事前に実施する。

2 災害時の対応

(1) 住民への周知

・避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に防災行政無線等で次の事項を周知する。

① 上記1（8）記載の住民への周知内容。

②臨時避難所を開設する場合は、当該避難所の施設名及び所在地。

(2) 避難所における感染症対策

①避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に石鹸と水で手洗いする（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。

※ゴミは原則各家庭で密閉して廃棄する。

②水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。

③アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。

④飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合でもマスク着用を徹底する。

⑤避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は定期的に（1日最低2回）、また目に見える汚れがあるときに、次亜塩素酸ナトリウムを用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

⑥トイレ、出入口、ドアノブなど人が頻繁に触れる部分は（アルコール消毒薬や次亜塩素酸ナトリウム0.05%溶液 トイレは0.1%溶液）2時間ごとに清掃、消毒を行う。

⑦避難所内は十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保する。

※換気は定期的（1時間に2回程度5分間）に行う。

※開口部を2か所以上設ける。

※居住区では、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保し、パーティションやテントを活用する。

⑧食事時間をずらして密集・密接を避ける。

⑨段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。

⑩避難所内は上履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。
※車いすのタイヤは受付時にアルコールで清掃する。

⑪避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等と呼び掛けるポスターを掲示する。

（3）避難者の健康管理

①避難者が避難所に到着した時点で検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行う。併せて、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。

※「様式4 健康管理チェックリスト」を適宜利用する。

②健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者は専用のスペースに隔離し、医師の診察を受けさせる。避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。

③車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

④高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。）

（4）発熱者等の対応

①発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫する。

※区域はテープや張り紙で明示する。

②発熱者等が出た場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせる。発熱者の処遇は、医師の判断に従う。

③医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果がでるまでの間の当該発熱者の処遇は医師の指示に従う。

④発熱者の専用スペース等には、出入りするスタッフを限定し隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行う。

※スタッフはマスク、手袋、フェイスシールド、防護衣を着装する。エリア内はアルコール又は次亜塩素酸ナトリウムで清掃消毒し、作業後の防護衣等は廃棄処分とする。

⑤発熱者等の専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

※簡易トイレ、仮設トイレの設置考慮

⑥感染者（症状有や疑い者）が出したゴミ等は袋を二重にして霞クリーンセンターにて処分する。（感染性廃棄物等の明示）

※取扱いの注意点 ゴミに直接触れない しっかり縛って封をする 処理後は手洗いの実施。

（5）避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応
健康づくり課と行った上記 1（6）の協議に基づき対応する。

（6）避難所閉鎖時の消毒

- ・感染者利用（居室等）の消毒は、保健所の指導のもと、専門業者を活用し念入りな消毒を実施する。又、その他の清掃にあってもあらかじめ担当等を決め実施する。

（7）マニュアルの見直し等について

- ・本マニュアルについては、感染拡大の状況等を踏まえて、随時見直しを行うものとする。また、現地対応においては、現地の状況に応じて、臨機応変に対応することが重要であることから、マニュアルの対応に異議が生じた場合は、速やかに災害対策本部に連絡し、対応を協議する。